

日雇派遣の原則禁止の例外として認められる「場合」

資料2

- 日雇派遣の原則禁止の例外として認められる「場合」については、前回までの議論を踏まえ、以下のとおりとはどうか。

【日雇派遣の原則禁止の例外として認められる「場合」】

- ① 「高齢者（60歳以上）」「昼間学生」「副業として従事する者」「主たる生計者でない者」とする。

「副業として従事する者」「主たる生計者でない者」は、以下に該当する者に限定する。

ア) 「副業として従事する者」⇒ 生業の収入が一定額（次頁参照）以上

イ) 「主たる生計者でない者」⇒ 世帯全体の収入が一定額（次頁参照）以上

（注）「主たる生計者でない者」…世帯全体の収入に占める本人（労働者）の収入の割合が50%未満

- ② 要件の確認は、以下の方法によることを基本とする。

ア) 高齢者 ⇒ 年齢が確認できる公的書類等

イ) 昼間学生 ⇒ 学生証等

ウ) 収入要件 ⇒ 本人・配偶者等の所得証明書、源泉徴収票の写し等

（注）前年度の収入が要件を満たす場合でも、当年度の収入が要件を満たさないことが明らかである場合には、日雇派遣の例外とならない。

- ③ なお、派遣元事業主において、所得証明書や源泉徴収票の写し等を保存しておく必要はないが、例えば、派遣元管理台帳に記録を残しておくなど、どのような種類の書類により要件に該当するか否かの確認を行ったかが分かるようにしておく必要がある。

収入要件の考え方

- 日雇派遣が原則禁止とされた趣旨は、必要な雇用管理がなされず、労働者保護が果たされない等といった課題に対応するためである。

今回御議論いただいている収入要件は、あくまでも「日雇派遣の原則禁止の例外」としての位置付けである。

- 「副業として従事する者」と「主たる生計者でない者」の収入要件を分けて考える方法もあり得るが、派遣元事業主のみならず、労働者一人一人にも理解してもらう必要があるため、分かりやすい制度とすることが重要である。

そのため、「副業として従事する者」と「主たる生計者でない者」の収入要件は一本とすることが適当である。

- 収入要件の具体的な水準については、
 - ・ 2～4人世帯の平均的な標準生計費（世帯数による加重平均）の「2倍」を基準に考えていくことを基本とするが、
 - ・ 各種調査の所得分布（世帯単位・個人単位）も参考としつつ、
 - ・ 賃金構造基本統計調査における正社員労働者の平均年収や、数字の分かりやすさ等も加味し、「500万円以上」と設定してはどうか。

賃金構造基本統計調査に基づく平均年収の算定

		平均年収 (男女計)	男性	女性
全体		470.9万円	526.8万円	355.9万円
	うち正社員	502.3万円	549.0万円	390.5万円
	うち非正社員	273.8万円	318.9万円	233.0万円

(注) 平均年収は、きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額により算出。

【内訳】

		男女計		男性		女性	
		きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額
全体		32.38万円	82.37万円	36.02万円	94.52万円	24.88万円	57.34万円
	うち正社員	34.15万円	92.48万円	37.24万円	102.14万円	26.76万円	69.42万円
	うち非正社員	21.25万円	18.76万円	24.63万円	23.34万円	18.20万円	14.63万円

